

訪問リハビリテーションサービス重要事項説明書

1. 事業所の概要

事業所名 医療法人防治会 梅ノ辻クリニック

所在地 高知市梅ノ辻 8 - 7

管理者 山田 洋司

電話番号 088 - 833 - 4580

FAX 番号 088 - 832 - 1806

事業者指定番号 3910117294

2. 事業所の職員体制

常勤

管理者 1名

理学療法士または作業療法士のいずれか 1名以上

3. 営業日・時間

月曜日～金曜日 8:30～17:00

祝祭日・年末年始は休業します。

4. 当事業所の運営方針

当事業所は、心身状態等を把握し、心身機能の回復又は維持を図り、在宅療養が維持できるように支援いたします。

事業実施にあたっては、関係市町村・地域の保健所・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

又、各種研修会に積極的に参加し、職員の資質・サービスの質の向上に努めます。

5. サービスの内容

主治医の指示に基づいて当事業所から理学療法士、作業療法士が訪問し、利用者の状態に応じた適切なリハビリを提供し、安心して在宅生活ができるよう支援します。

1回のリハビリ実施時間は20分を1回とします。

【具体的内容】

- ① 病状の観察：体温・脈拍・呼吸・血圧測定など
- ② 日常生活動作能力・運動機能の維持、向上を目的とした指導・訓練
- ③ 家族への介護指導
- ④ その他

6. サービス利用料及び自己負担額

介護保険からの給付サービスを利用する場合の負担額は、下記の表になります。

ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

【利用料金 自己負担額】

要介護の方	基本料金	1割	2割	3割
	訪問リハビリ:1回(20分)	308円	616円	924円
	訪問リハビリ:2回(40分)	616円	1232円	1848円
	訪問リハビリ:3回(60分)	924円	1848円	2772円
	加算料金	1割	2割	3割
	サービス提供体制加算Ⅰ/回	6円	12円	18円
	移行支援加算 /日	17円	34円	51円
	短期集中リハビリテーション実施加算 /日	200円	400円	600円
	認知症短期集中リハビリテーション実施加算/日	240円	480円	720円
	リハビリテーションマネジメント加算 イ /月	180円	360円	540円
	リハビリテーションマネジメント加算 ロ /月	213円	426円	639円
	事業所の医師が利用者、家族に説明を行った場合 リハビリテーションマネジメント加算に追加	270円	540円	810円
	口腔連携強化加算 /月	50円	100円	150円
	退院時共同指導加算(当該退院につき1回)	600円	1200円	1800円
	診療未実施減算 /回	-50円	-100円	-150円

要支援の方	基本料金	1割	2割	3割
	訪問リハビリ:1回(20分)	298円	596円	894円
	訪問リハビリ:2回(40分)	596円	1192円	1788円
	訪問リハビリ:3回(60分)	894円	1788円	2682円
	加算料金	1割	2割	3割
	サービス提供体制加算Ⅰ/回	6円	12円	18円
	短期集中リハビリテーション実施加算 /日	200円	400円	600円
	認知症短期集中リハビリテーション実施加算/日	240円	480円	720円
	口腔連携強化加算 /月	50円	100円	150円
	退院時共同指導加算(当該退院につき1回)	600円	1200円	1800円
	利用開始月から12月を超えた場合 /回 (要件を満たす場合は減算なし)	-30円	-60円	-90円
	診療未実施減算 /回	-50円	-100円	-150円

7. サービスのキャンセル

体調不良やその他都合が悪い場合などにサービスの利用をキャンセルされる場合は、下記の連絡先までご連絡ください。その際のキャンセル料は頂いておりません。

梅ノ辻クリニック（直通）：088 - 834 - 3339

8. 事故対応と損害賠償

当事業所は、利用者に対するサービスにより事故が発生した場合は、速やかに当該市町村、主治医、ご家族等に連絡し、必要な措置を講じます。

当事業所は、サービスの提供にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合はその損害を補償します。

但し、自らの責めに帰すべき事由によらない場合は、この限りではありません。

9. 相談窓口・苦情対応

梅ノ辻クリニック相談・要望・苦情窓口

担当部署：梅ノ辻クリニック

担当：河村 真紀

電話：088 - 833 - 4580

対応時間：月～金 8:30～17:00

サービスに関する相談や苦情については、当事業所以外にも次の公的機関に対して苦情の申し立てができます。

市町村介護保険相談窓口 所在地 高知市本町 5 丁目 1 - 45
電話番号 088 - 823 - 9931
FAX 番号 088 - 823 - 9370
対応時間 8:30～17:15（土日を除く）

高知県国民健康保険
団体連合会（国保連） 所在地 高知市丸の内 2-6-5
電話番号 088 - 820 - 8410 088 - 820 - 8411
FAX 番号 088 - 820 - 8413
対応時間 8:30～17:15

10. 緊急時の対応方法

利用者の主治医又は事業者の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。
また緊急連絡先に連絡致します。

利用者の主治医	氏名	
	所属医療機関の名称	
	電話番号	
	備考	
ご家族 緊急連絡先	氏名	
	電話番号	
	備考	
搬送先希望病院	医療機関の名称	

11. 災害時の避難場所

--

12. 事業所第三者評価の実施

当事業所は、第三者による評価は受けておりません。

13. 虐待防止に関する事

当事業所は利用者の人権の擁護・高齢者の虐待防止等のため、虐待防止検討委員会を設置しています。

虐待防止等に関する職員研修の実施、利用者及びその家族、職員等から相談体制の整備、虐待防止のための必要な措置を実施します。

また虐待が疑われる場合は、高齢者虐待防止法の規定に従い速やかに市の窓口機関へ報告します。

14. 感染症予防とまん延防止に関する事

当事業所は感染症の予防及びまん延防止するために、感染対策委員会を設置しています。

職員や利用者及びその家族に対して感染症の予防策の周知、指針の整備、防止のための訓練を実施します。

15. ハラスメントの防止に関する事

職場や介護現場におけるハラスメントを防止するためハラスメント防止規定の周知、相談窓口の設置、相談内容の検討と措置をハラスメント委員会にて実施します。

ハラスメント行為は許されない行為です。ハラスメントの無い介護現場を保つことにより、利用者・家族の信頼関係の下、安全安心な環境で質の高いケアを提供できるようご協力をお願いします。

16. 事業継続計画に関する事

感染症や非常災害の発生において利用者に関する通所介護サービスの提供を継続するため非常時の体制整備、早期の事業再開を図るための計画を策定しています。

ご家庭でも災害時の備えを実施し、避難場所、緊急連絡先の提示をお願いします。

感染症流行期などは身近な方の感染等の情報の共有をお願いします。